

令和3年度 東京職業訓練実施計画

令和3年4月1日
東京都
東京労働局
独立行政法人高齢・障害・求職者
雇用支援機構東京支部

第1 総説

1 計画のねらい

この計画は、国及び東京都が実施する職業訓練（以下「公的職業訓練」という。）について、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）（以下「求職者支援法」という。）第4条第2項に規定する「就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的な認定職業訓練」（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、重要な事項を定めたものである。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には、改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向と課題等

1 労働市場の動向と課題

東京の令和2年12月の一般職業紹介状況をみると、新規求人数は前年同月比で30.9%と減少している中、新規求職者数は、前年同月比で3.6%増加し、有効求人倍率は1.16倍で前月より0.03P低下となり、12ヶ月連続で1倍台が継続している。

こうした状況から、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、雇用維持を図るための雇用調整助成金等の申請の増加、倒産や解雇等の雇用調整事案も増加している中で、求人は求職を上回り推移しているものの、求人が減少し求職者が増加傾向にあるなど、厳しさが見られ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意を要する状況にある。

雇用情勢の改善を図るためには、離職者の着実な就職促進を図ることが重要であり、そのため職業能力のミスマッチの解消を図り、効果的・効率的な職業訓練を実施する必要がある。同時に、新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常」の下で、産業間での労働移動や、社会全

体のデジタルトランスフォーメーションが加速化している状況を踏まえた人材育成及び深刻化する人材不足分野解消に向けた人材育成についても継続的に取り組む必要がある。

2 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、年度当初から社会活動が停滞する中、緊急事態宣言解除後の6月以降は、公的職業訓練の受講希望者は増加傾向で推移している。

また、令和2年4月から令和2年12月までにおいて、新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、東京都において、125,119人となっている。

(1) 令和2年度における公的職業訓練の入校者（受講者）数

（令和2年12月末現在）

イ 公共職業訓練（離職者訓練）	8,184人
ロ 公共職業訓練（在職者訓練）	7,364人
ハ 公共職業訓練（学卒者訓練）	583人
ニ 障害者に対する公共職業訓練	377人
ホ 求職者支援訓練	2,513人

(2) 令和元年度における公的職業訓練の就職率（注）

イ 公共職業訓練（離職者訓練）	58.7%
ロ 公共職業訓練（学卒者訓練）	82.9%
ハ 障害者に対する公共職業訓練	44.3%
ニ 求職者支援訓練 基礎コース	48.9%
実践コース	61.1%

（注）平成31年4月から令和2年3月の間に終了した公的職業訓練における訓練修了者等の訓練修了後3か月の就職率である。

第3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針及び対象者数等

1 実施方針

離職者等を対象とする職業訓練については、令和3年度においても、成長が見込まれる分野、人材不足が深刻な分野における人材育成に重点を置き、併せて、さまざまな課題を抱える就職困難者や女性の活躍を促進するための訓練を実施する。また、在職者を対象とする職業訓練については、企業のニーズ等を踏まえ産業界に資する人材を引き続き育成する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの設定を推進する。

なお、職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の関連インフラの更なる整備及び普及も進めていくこととする。

2 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

- (1) デジタル制御で動くNC工作機械などを活用する知識・技能を身につける「デジタルクラフト科」を新設する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により失業した方に対し、IT等の成長分野や介護などの人手不足が顕著な分野に業種転換できるよう、都独自の委託訓練として「緊急対策委託訓練」を新設する。
- (3) 早期の再就職を支援するため、国費による委託訓練のうち、主に短期訓練の規模を拡充する。また、オンラインを活用した訓練を拡充する。
- (4) 出産や育児による離職者を再就職につなげていくため、民間保育施設等を活用して保育と職業能力開発施設での訓練の両立を可能とするよう、支援を行う。
- (5) 訓練実施機関は、ハローワークや就労支援機関等と一層の連携を推進し、受講者数の増加及び就職率の向上を図る。
- (6) 離職者訓練修了者の就職率について、施設内訓練 80%、委託訓練（国費によるもの）75%を目標とする。

<令和3年度訓練規模>

訓練区分	訓練分野	定員	(うち前年度からの繰越)
施設内訓練		3,040人	
	農業・林業・鉱業系分野	160人	
	建設系分野	360人	
	製造系分野	580人	
	サービス系	1,180人	
	介護系	480人	
	その他	280人	
都独自の委託訓練		3,355人	
	事務系	1,050人	
	情報系	180人	
	サービス系	250人	
	その他	1,875人	
国費による委託訓練		9,887人	(1,485人)
	製造系分野	20人	
	サービス系	679人	(257人)
	介護系	275人	(78人)
	その他 ※	8,913人	(1,150人)

※国費による委託訓練の短期間・短時間の訓練コースは、「その他」に計上予定だが、現在定員数は未定（調整中）。

※なお、令和3年度においても、訓練に準じた形で鉄筋工・型枠大工の若年技能労働者の育成を図

る建設分野の講習を引き続き実施する。

3 公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

（1）在職者訓練

- ア 地域、企業のニーズを科目設定に十分反映するため、職業能力開発連絡協議会における意見・要望や修了者アンケート等を踏まえ、訓練内容の見直しなどを行う。
- イ 城南職業能力開発センター大田校の改築にあたり、訓練科目の体系化や平日昼間の時間帯を活用した訓練の実施など、在職者訓練を強化する。
- ウ 東京障害者職業能力開発校で実施している障害者向け訓練の規模を拡充する。

<令和3年度訓練規模>

訓練区分	定員
一般向け訓練	19,287人
機械関係	1,161人
建築・設備関係	2,502人
電気・電子関係	4,099人
印刷・広告関係	631人
経理・経営・事務関係	2,228人
情報関係	4,908人
介護関係	585人
アパレル関係	350人
その他	35人
オーダーメイド	2,788人
障害者向け訓練	50人

（2）生産性向上訓練

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部に設置されている「生産性向上人材育成支援センター」において、生産性向上支援訓練による事業主支援を行い、中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。

<令和3年度訓練規模>

訓練区分	定員
生産性向上支援訓練	2,330人
70歳までの就業機会の確保に資する中高年齢層向け訓練	230人

4 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

ものづくり人材の確保に対する支援として、地域産業の人材ニーズに対応したものづくり関連の訓練を引き続き実施する。

<令和3年度訓練規模>

訓練区分	訓練分野	定員	(うち前年度からの繰越)
	建設系分野	75人	
	製造系分野	870人	(230人)
	情報系	150人	
	サービス系	175人	

5 障害者に対する公共職業訓練の対象者数等

(1) 施設内訓練

ア 障害者が職業的社会的自立を図れるよう、東京障害者職業能力開発校（国立・都営）及び中央・城北職業能力開発センター板橋校外2校において、障害者それぞれの適性に応じた知識や技能を習得することができる職業訓練を適切に実施する。

イ 訓練修了者の就職支援については、ハローワークや就労支援機関等と一層の連携を図り就職率向上に努めるとともに、就職後の定着支援も実施する。

(2) 委託訓練

障害者の身近な地域で多様な委託先を活用した職業訓練を適切に実施する。

<令和3年度訓練規模>

訓練区分	定員
施設内訓練	320人
国費による委託訓練	700人

6 求職者支援訓練の対象者数等及び就職率に係る目標

(1) 対象者数等

非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう5,982人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模9,970人を上限とする。

訓練認定に当たっては、就職に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を付与するための

職業訓練として基礎コースを全体の20%、基礎的技能等及び実践的な技能並びこれに関する知識を付与するための職業訓練として実践コースを全体の80%と設定する。

イ 実施規模と分野

コース別	地域別	23区優先 (80%)	多摩地域優先 (20%)	合計
種類・分野別		7,976人	1,994人	9,970人
基礎コース (20%)		1,595人	399人	1,994人
実践コース (80%)		6,381人	1,595人	7,976人
介護系 (15%)		957人	239人	1,196人
医療事務系 (15%)		957人	239人	1,196人
情報系 (25%)		1,595人	399人	1,994人
営業・販売・事務 (20%)		1,277人	319人	1,596人
その他 (25%)		1,595人	399人	1,994人

※ 各月の各分野の計画数を地域優先枠の割合で案分した結果が15人を下回る場合、原則として15人まで切り上げることとする。

※ 地域枠の設定については、23区：多摩地区の比率を全ての分野において8：2とする。

ロ 上記イのうち、新規参入枠は次のとおりとする。

	23区	多摩地域
基礎コース	30%	
実践コース	30%	

※ 新規参入枠は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とすることも可とする。

※ 申請単位期間内において新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定数が当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の余剰を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可とする。

ハ 上記イのうち、地域ニーズ枠は、次のとおりとする。

① 「託児サービス支援付」訓練（コース不問）

仕事と育児の両立を目指す求職者の支援を推進するため設定する。

② 「実用外国語科目付加」訓練（実用外国語＋実務）

東京オリンピック・パラリンピックの開催及び新型コロナウイルス感染症の終息状況により、訪日旅客及び訪日によらない外国人対応サービスが増加することが想定されることから、特に、実践コースにおける各分野において、実用外国語科目を特定時間以上付加した訓練コースを設定する。

	託児サービス支援付	実用外国語付加
基礎コース	10%	
実践コース	10%	

※ 地域ニーズ枠は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とする。

二 上記イのうち、就職氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分

就職氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分としては、不安定な就労に就いている者や無業状態の者など対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練を提供するため、訓練認定規模 9,970 人のうち 853 人を設定することとする。

23区	多摩地区
682人	171人

※ 氷河期世代対策実施分及び短期・短時間特例訓練実施分は、地域・分野ごとに複数地域又は実践コースの複数分野の共有の枠とする。

(2) 就職率に係る目標

求職者支援訓練修了者の就職率（雇用保険適用就職率）は、基礎コースで 58%、実践コースで 63%を目指す。

(3) その他計画に係る留意事項

イ 具体的な定員、認定申請受付期間、訓練実施機関が一回の認定申請期間（東京では1ヶ月）に申請できる数については、東京労働局のホームページ及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部のホームページで周知する。

ロ 東京においては、1ヶ月ごとに求職者支援訓練を認定することとする。

なお、認定に当たっては、都内ハローワークの新規求職者の動向も勘案の上、東京都が実施する公共職業訓練（施設内・委託訓練）の月別計画状況も踏まえて認定することとする。

ハ 第3四半期以降においては、定員に満たなかった場合の繰り越し分及び中止となったコースの繰り越し分については、実践コース内における各分野間の振替えや、基礎・実践コース間の振替えができるものとする。

ニ 短期・短時間特例訓練は、随時認定を行うことができるものとする。

第4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

1 関係機関との連携

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練をとおして、訓練規模・分野・時期を設定し、職業訓練の受け皿や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解及び協力が不可欠である。

このため、令和3年度においても、東京都地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

2 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。